

MA2012-7

船 舶 事 故 調 査 報 告 書

平成24年7月27日

### **(東京事案)**

- 1 モーターボート吉岡丸競漕用ボート (船名なし) 衝突
- 2 貨物船第三鶴吉丸乗組員負傷
- 3 貨物船晴麗丸貨物船ぎょれん1 衝突
- 4 貨物船EN KAI 乗組員死亡
- 5 水上オートバイ斑鳩乗組員行方不明

### **(地方事務所事案)**

#### **函館事務所**

- 6 漁船第209磯丸乗揚
- 7 砂利運搬船章栄丸乗組員負傷
- 8 漁船第十邦晃丸衝突 (防波堤)

#### **仙台事務所**

- 9 漁船第3昭伸丸乗組員死亡
- 10 漁船第五長運丸乗組員負傷
- 11 漁船第三福栄丸転覆
- 12 漁船第五八幡丸浸水
- 13 漁船第3貞丸遊泳者負傷
- 14 自動車運搬船蓉翔丸衝突 (陸上荷役施設)

#### **横浜事務所**

- 15 貨物船STAR GATE セメント運搬船第二平安丸衝突
- 16 漁船第三萬坊丸浸水
- 17 漁船第八漁優丸乗組員負傷
- 18 漁船第一義栄丸乗組員死亡
- 19 漁船第一岩井丸乗組員行方不明
- 20 貨物船第五若虎丸乗揚
- 21 旅客フェリーおーしゃんさうず衝突 (岸壁)

#### **神戸事務所**

- 22 水上オートバイMJ-VX-1 同乗者等負傷
- 23 漁船第2大栄丸漁船恵比寿丸衝突
- 24 水上オートバイせんたくまんじゅう250XI 同乗者負傷
- 25 掃海艇くめじま漁船庄栄丸衝突 (ケーブル)
- 26 漁船第八三生丸転覆
- 27 モーターボート吉田号転覆
- 28 貨物船あかし丸乗揚
- 29 遊漁船旭丸プレジャーモーターボート第六直丸衝突

- 30 漁船明石丸乗組員死亡
- 31 漁船天神丸漁船紫丸衝突
- 32 貨物船海泉丸漁船共新丸衝突
- 33 プレジャーボートMMY転覆
- 34 漁船内福丸モーターボートambitious衝突
- 35 旅客フェリーおーしゃんさうず衝突 (灯浮標)
- 36 貨物船第十一幸徳丸衝突 (養殖施設)
- 37 遊漁船Ambitious Korine III遊漁船魁王丸衝突
- 38 引船第五山和丸漁船進漁丸衝突
- 39 ロールオン・ロールオフ貨物船碧隆丸貨物船第十一幸徳丸衝突
- 40 モーターボート第三月見丸転覆

#### **広島事務所**

- 41 作業船五栄一号沈没
- 42 旅客船フェリーおき衝突 (陸上施設)
- 43 漁船一幸丸プレジャーボート吉丸衝突
- 44 小型兼用船栄光丸衝突 (かき筏)
- 45 モーターボートちひろ漁船一丸衝突
- 46 貨物船SUNRISE MIYAJIMA 貨物船第十八永昇丸衝突

#### **門司事務所**

- 47 漁船朝日丸乗揚
- 48 モーターボート駿洋転覆
- 49 漁船千代丸プレジャーボート伊代丸衝突
- 50 貨物船S A C E 貨物船明宝丸貨物船八戸丸衝突

#### **長崎事務所**

- 51 漁船海栄丸モーターボートASAMI衝突
- 52 押船第五十七住若丸バージ東風衝突 (防波堤)
- 53 モーターボートマリアII乗揚
- 54 モーターボートゆうりん丸乗揚
- 55 漁船第十二一丸浸水
- 56 漁船貴丸乗組員死亡

#### **那覇事務所**

- 57 モーターボートAERIAL IIパラセーラー負傷
- 58 モーターボートニューウィング IIパラセーラー負傷
- 59 漁船ちか丸潜水者死亡

本報告書の調査は、本件船舶事故に関し、運輸安全委員会設置法に基づき、運輸安全委員会により、船舶事故及び事故に伴い発生した被害の原因を究明し、事故の防止及び被害の軽減に寄与することを目的として行われたものであり、事故の責任を問うために行われたものではない。

運輸安全委員会  
委員長 後藤 昇 弘

《参 考》

本報告書本文中に用いる分析の結果を表す用語の取扱いについて

本報告書の本文中「3 分 析」に用いる分析の結果を表す用語は、次のとおりとする。

- ① 断定できる場合  
・・・「認められる」
- ② 断定できないが、ほぼ間違いない場合  
・・・「推定される」
- ③ 可能性が高い場合  
・・・「考えられる」
- ④ 可能性がある場合  
・・・「可能性が考えられる」  
・・・「可能性があると考えられる」

37 遊漁船 Ambitious Korine III遊漁船魁王丸衝突

# 船舶事故調査報告書

平成24年7月5日  
 運輸安全委員会（海事専門部会）議決  
 委員 横山 鐵 男（部会長）  
 委員 庄 司 邦 昭  
 委員 根 本 美 奈

事故種類	衝突
発生日時	平成23年3月5日（土） 12時15分ごろ
発生場所	京都府舞鶴市舞鶴港北方沖 京都府京丹後市所在の経ヶ岬灯台から真方位108° 7.5海里 (M) 付近 (概位 北緯35° 44.3′ 東経135° 22.1′)
事故調査の経過	平成23年3月7日、本事故の調査を担当する主管調査官（神戸事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	A 遊漁船 アンビシャス コーリンズリー Ambitious Korine III、17トン 290-57830 京都、株式会社幸倫（A社） 19.15m (Lr) × 3.97m × 1.36m、FRP ディーゼル機関2基、764kW（合計）、平成16年6月 B 遊漁船 魁王丸、3.3トン 251-19982 京都、個人所有 9.60m (Lr) × 2.66m × 0.82m、FRP ディーゼル機関、285kW、平成16年7月
乗組員等に関する情報	A 船長A 男性 39歳 一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 平成15年2月27日 免許証交付日 平成20年2月12日 (平成25年2月26日まで有効) B 船長B 男性 38歳 一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 平成15年12月8日 免許証交付日 平成20年2月12日 (平成25年12月7日まで有効)
死傷者等	A なし B 軽傷 3人（遊漁客）
損傷	A 船首部に擦過傷、両舷プロペラに曲損 B 左舷前部から中央部にかけて外板が大破、操舵室が大破
事故の経過	A船は、船長Aが1人で乗り組み、遊漁客9人を乗せ、舞鶴市博奕岬南西方で釣りを行ったのち、平成23年3月5日10時00分ごろ経ヶ岬北東方2.5M付近の白石礁に移動し、漂流して釣りを行った。 船長Aは、漂流して釣りを行っていたとき、周囲に多数いた釣り船との間隔調整や遊漁客への気遣いから疲れを感じていた。

	<p>船長Aは、11時55分ごろ、釣果がなかったので、舞鶴市小島周辺に移動するため、経ヶ岬灯台から075°（真方位、以下同じ。）2.5M付近を発進したのち、操舵室右舷側にある操縦席で腰を掛けて手動操舵に当たり、針路約122°とし、波が高かったので、船体が余り動揺しないように対地速力約16.5ノットとして航行した。</p> <p>船長Aは、発進したとき、左舷側にいた2隻のほかには、前方に接近する船舶がないものと思い、下を向いて計器類を見ながらぼんやりとした状態で操船していた。</p> <p>船長Aは、12時14分ごろ前方を見たものの、船首方で漂泊中のB船に気付かず、同じ針路及び速力で南東進中、12時15分ごろ衝撃を感じて操縦ハンドルを中立としたが、A船とB船とが衝突したのち、A船がB船を乗り切って停止した。</p> <p>B船は、船長Bが1人で乗り組み、遊漁客5人を乗せ、09時15分ごろ白石礁に到着して漂泊し、釣りを始めた。</p> <p>船長Bは、時々釣り場を移動しながら釣りをを行い、12時10分ごろ経ヶ岬東南東方の釣り場に到着して魚群探知機でポイントの状況を確認、機関を停止して船首を北東方に向けて漂泊し、釣りを始めた。</p> <p>船長Bは、釣りを始めて間もなく遊漁客が大きな魚を釣り上げたので、操舵室から出て船尾甲板で写真撮影を行っており、左舷側からA船が接近していることに気付かなかった。</p> <p>船長Bは、写真撮影を終えてカメラを船室に置こうとしたとき、遊漁客の大声を聞いて左舷正横至近にA船を認めたが、A船が針路を変えずに接近し、B船の左舷中央部とA船の船首部とがほぼ直角に衝突したのち、A船がB船を乗り越えてB船の右舷側で停止した。</p> <p>B船は、間もなく転覆し、B船の乗船者6人が海に投げ出され、5人は、B船の船底にはい上がったが、遊漁客1人は、船底にはい上がることができなかった。</p> <p>船長Aは、6人全員を救助するとともに、A船に收容し、付近にいた僚船に海上保安庁への通報を依頼した。</p> <p>A船は、舞鶴港に向かい、途中で巡視艇と会合して体調不良を訴えていたB船の遊漁客2人を移乗させ、前島ふ頭に着岸した。</p> <p>B船は、転覆した状態で巡視艇により京都府宮津市伊根港にえい航された。</p> <p>B船の遊漁客5人のうち、1人は肋骨骨折等を、2人は頸椎捻挫をそれぞれ負った。</p>
<p>気象・海象</p>	<p>気象：天気 晴れ、風向 南東、風力 2、視界 良好  海象：うねり 北西、波高 約1m、潮汐 上げ潮の中央期</p>
<p>その他の事項</p>	<p>A社は、遊漁船業の適正化に関する法律に基づき、平成18年12月1日京都府に遊漁船業者の登録をしており、京都府知事に対して業務規程の届出をしていた。また、同業務規程によれば、船長Aほか3人が遊漁船業務主任者に選任されていた。</p> <p>船長Aは、出航時にはレーダーを作動させていたが、本事故当時には視界が良かったのでレーダーを止めていた。</p> <p>経ヶ岬東方の釣り場では、多数の釣り船が漂泊して釣りを行っていた。</p> <p>A船は、航行中、船首が水平線の下にあり、船首方向はよく見えていた。</p>



	<p>A船の喫水は、船首約0.35m、船尾約1.36mであった。</p> <p>船長Bは、遊漁船業の適正化に関する法律に基づき、京都府に遊漁船業者の登録をしており、平成15年11月13日京都府知事に対して業務規程の届出をしていた。また、同業務規程によれば、船長Bほか1人が遊漁船業務主任者に選任されていた。</p> <p>B船の喫水は、船首約0.30m、船尾約1.40mであった。</p> <p>A船及びB船は、共に遊漁客1人が救命胴衣を着用していなかったほかは、全員が救命胴衣を着用していた。</p>								
分析	<table border="0"> <tr> <td>乗組員等の関与</td> <td>A あり、B あり</td> </tr> <tr> <td>船体・機関等の関与</td> <td>A なし、B なし</td> </tr> <tr> <td>気象・海象の関与</td> <td>A なし、B なし</td> </tr> <tr> <td>判明した事項の解析</td> <td> <p>A船は、舞鶴港北方沖を南東進中、船長Aが、疲労から見張りに意識を集中できず、適切な見張りを行っていなかったことから、船首方で漂泊中のB船に気付かず、B船と衝突したものと考えられる。</p> <p>B船は、舞鶴港北方沖において漂泊して釣り中、船長Bが、遊漁客が釣った魚の写真撮影を行い、適切な見張りを行っていなかったことから、左舷側から接近するA船に気付かず、A船と衝突したものと考えられる。</p> </td> </tr> </table>	乗組員等の関与	A あり、B あり	船体・機関等の関与	A なし、B なし	気象・海象の関与	A なし、B なし	判明した事項の解析	<p>A船は、舞鶴港北方沖を南東進中、船長Aが、疲労から見張りに意識を集中できず、適切な見張りを行っていなかったことから、船首方で漂泊中のB船に気付かず、B船と衝突したものと考えられる。</p> <p>B船は、舞鶴港北方沖において漂泊して釣り中、船長Bが、遊漁客が釣った魚の写真撮影を行い、適切な見張りを行っていなかったことから、左舷側から接近するA船に気付かず、A船と衝突したものと考えられる。</p>
乗組員等の関与	A あり、B あり								
船体・機関等の関与	A なし、B なし								
気象・海象の関与	A なし、B なし								
判明した事項の解析	<p>A船は、舞鶴港北方沖を南東進中、船長Aが、疲労から見張りに意識を集中できず、適切な見張りを行っていなかったことから、船首方で漂泊中のB船に気付かず、B船と衝突したものと考えられる。</p> <p>B船は、舞鶴港北方沖において漂泊して釣り中、船長Bが、遊漁客が釣った魚の写真撮影を行い、適切な見張りを行っていなかったことから、左舷側から接近するA船に気付かず、A船と衝突したものと考えられる。</p>								
原因	<p>本事故は、舞鶴港北方沖において、A船が南東進中、B船が漂泊して釣り中、両船が適切な見張りを行っていなかったため、両船が衝突したことにより発生したものと考えられる。</p>								
参考	<p>今後の同種事故等の再発防止及び被害の軽減に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・波やうねりがある場合には、波間に隠れた小型船舶を見落とさないように厳重な見張りを行うこと。</li> <li>・漂泊中であっても周囲の見張りを行い、接近する他船を見落とさないようにすること。</li> <li>・救命胴衣を着用すること。</li> </ul>								